

## 暴力団等による不当介入に関する特記仕様書

受注者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報するとともに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年可児市訓令甲第47号）に定める様式第9号により可児市に報告しなければならない。なお、通報・報告がない場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- 2 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務等を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。